

[事案 29-250] 災害保険金支払請求

・平成 30 年 11 月 8 日 裁定打切り

<事案の概要>

被保険者の死因は不慮の事故であるとして、災害保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者が入浴中に死亡したため、昭和 62 年 12 月に契約した終身保険の傷害特約および災害割増特約にもとづき、死亡保険金を請求したところ、約款上の「不慮の事故」には該当しないとして災害保険金等が支払われなかった。しかし、以下の理由により、被保険者は「不慮の事故」により死亡したので、災害保険金および災害割増保険金を支払ってほしい。

- (1) 主治医は、入浴によって起立性低血圧となり意識消失しかけて、溺水により死亡した可能性があるとしており、「不慮の事故」により死亡した。
- (2) 救命措置を行った者は、救命措置時に、頸部動脈で脈を感じた旨を述べている。
- (3) 検案医は、吸引した結果水が出なかったと述べているものではなく、吸引を試みたができなかったと述べている。
- (4) 保険会社の調査報告書の内容は、自分が行った調査の内容と全く異なり、信頼できない部分が多く、証拠として不適切である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 死体検案書では、死因の種類は「病死および自然死」とされており、直接死因は「急性心臓死」とされている。検案医の話でも、溺水を疑わせる所見はない。
- (2) 被保険者は持病があり、低血圧発作で意識消失して溺水したというのであれば、「外来の事故」とは言えない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、主張等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本事案については、医学上の専門的知識に基づき医師や関係者の証人尋問を行い、他の死亡原因の有無を判断するために被保険者の過去の医療記録を入手し、かつ、それに基づき鑑定等を行った上で、被保険者の死亡原因が溺水であることについて判断する必要があるが、当審査会はこのような手続きを持たないため、裁判所における訴訟手続によることが適当であることから、裁定手続を打ち切ることとした。